

## 運転中の携帯電話使用等対策について (運転中の「ながらスマホ」対策を含む)

近年、交通事故件数が減少し、平成30年中の交通事故死者数は3,532人で、警察庁が保有する昭和23年以降の統計で最少となった平成29年を更に下回ったが、運転中の携帯電話使用等に係る交通事故は増加傾向にある。平成30年には、携帯電話使用等に起因する交通事故は2,790件発生しており、5年前(25年)と比較すると、約1.4倍に増加している。

運転中に携帯電話等を使用することは重大な交通事故につながり得る危険な行為であることから、このような運転による交通事故を防止するため、運転者等に対して広報啓発を推進するとともに、携帯電話使用等の交通指導取締りを推進している。

さらに、平成31年の通常国会に、運転中の携帯電話使用等についての罰則を引き上げること等を内容とする道路交通法の一部を改正する法律案を提出したところであり、引き続き、運転者等に対して広報啓発を推進するとともに、改正後の道路交通法に基づく携帯電話使用等の交通指導取締り等を行うことにより、携帯電話使用等対策を更に推進することを目指している。

原付以上運転者(第1当事者)の携帯電話等使用状況別交通事故件数の推移

